

国立大学法人東京農工大学環境安全管理センター運営規則の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則</p> <p>(<u>専門職員</u>)</p> <p>第9条 第3条に規定する業務を遂行するため、センターに専門職員を置く。</p> <p>第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 副センター長</p> <p>(4)～(15) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 本規則第3条に規定する事業の他、センターに関する事務は関係部局、学務部学生総合支援課、総務部人事労務課、財務部経理調達課、財務部施設整備課、府中地区事務部及び小金井地区事務部の協力を得て、<u>第9条に規定する専門職員及び総務部総務課</u>が処理する。</p>	<p>本則</p> <p><u>第9条 削除</u></p> <p>第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 副センター長 <u>2人</u></p> <p>(4)～(15) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 本規則第3条に規定する事業の他、センターに関する事務は関係部局、学務部学生総合支援課、総務部人事課、財務部経理調達課、財務部施設整備課、府中地区事務部及び小金井地区事務部の協力を得て総務部総務課<u>環境安全管理室</u>が処理する。</p>	

附 則(環規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。